

令和5年度決算に基づく

洲本市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

洲本市監査委員

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

洲本市監査基準に基づき、以下のとおり審査を実施した。

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

審査の実施にあたり、関係法令等に基づき健全化判断比率及び資金不足比率が適正かつ正確に算定されているかを主な着眼点とした。

第4 審査の期日

令和6年7月22日 1日間

第5 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定について、令和5年度決算審査に併せて関係職員から説明を聴取するとともに、健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類と地方財政状況調査関係書類の突合及び計算により審査した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。審査の概要は、次のとおりである。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	CATV事業特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率
		介護保険特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
	公営企業に係る会計	介護サービス事業会計			
		駐車場事業会計			
		下水道事業会計			
		土地取得造成事業会計			
一部事務組合・広域連合	淡路広域行政事務組合	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	淡路広域消防事務組合				
	洲本市・南あわじ市衛生事務組合				
	南あわじ市・洲本市小中学校組合				
	淡路広域水道企業団				
	洲本市・南あわじ市山林事務組合				
	兵庫県後期高齢者医療広域連合				
	兵庫県市町村職員退職手当組合				
地方公社・第三セクター		資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率	

※資金不足比率は公営企業ごとに算定

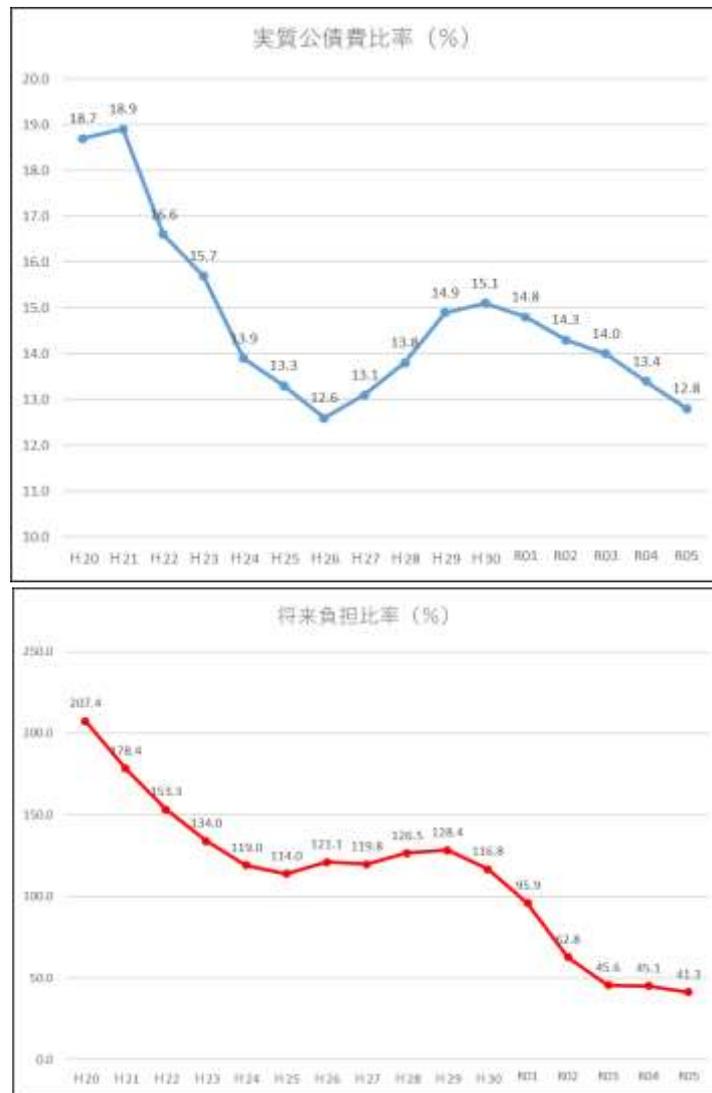
2 健全化判断比率

令和5年度決算に基づく健全化判断比率は次のとおりである。いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位:%)

区 分	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.95	20.00
連結実質赤字比率	—	17.95	30.00
実質公債費比率	12.8	25.0	35.00
将来負担比率	41.3	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示している。



(1)実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

当年度の実質収支額は 602,170 千円の黒字で実質赤字額はないため、実質赤字比率は算定されない。また、早期健全化基準の 12.95%を下回っている。

(単位:千円, %)

区 分	実質収支額		増減
	令和4年度	令和5年度	
一般会計等	722,566	602,170	△120,396
一般会計等に属する特別会計	0	0	0
CATV 事業特別会計	0	0	0
合 計 ①	722,566	602,170	△120,396
標準財政規模 ②	13,056,257	13,016,211	△40,046
実質赤字比率 ①/②(%)※参考	(△5.53)	(△4.62)	0.91

(注)実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
標準税収入額等	6,834,385	6,910,149	75,764
普通交付税	6,028,962	6,019,993	△8,969
臨時財政対策債発行可能額	192,910	86,069	△106,841
合 計(標準財政規模)	13,056,257	13,016,211	△40,046

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

対象となるすべての会計の当年度の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、下記のとおり連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。また、早期健全化基準の17.95%を下回っている。

(単位:千円)

会 計 名			実質収支額		増減
			令和4年度	令和5年度	
会 計 等 一 般	一般会計		722,566	602,170	△120,396
	一般会計等に属する 特別会計	CATV 特別会計	0	0	0
小 計 A			722,566	602,170	△120,396
一般会計等以外の特別会 計のうち公営企業に係る特 別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		105,102	61,479	△43,623
	介護保険特別会計		167,917	159,905	△8,012
	後期高齢者医療特別会計		41,874	23,538	△18,336
小 計 B			314,893	244,922	△69,971
会 計 名			資金不足額・資金剰余額		増減
			令和4年度	令和5年度	
法 適 用 企 業	宅地造成事業以外	介護サービス事業会計	77,806	77,215	△591
		駐車場事業会計	25,196	28,382	3,186
		下水道事業会計	44,587	15,291	△29,296
	宅地造成事業	土地取得造成事業	1,113,117	942,807	△170,310
小 計 C			1,260,706	1,063,695	△197,011
連結実質赤字額 A+B+C=①			2,298,165	1,910,787	△387,378
標準財政規模 ②			13,056,257	13,016,211	△40,046
連結実質赤字比率 ①/② (%)※参考			(△17.60)	(△14.68)	2.92

(注)連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

(3)実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合(3か年の平均)を表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{ の } 3\text{か年平均}$$

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は12.8%で、前年度に比べ0.6ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	増減
地方債の元利償還金	A	3,363,336	3,319,040	△44,296
準元利償還金	B	727,725	749,512	21,787
特定財源の額	C	444,476	453,522	9,046
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	2,297,638	2,225,058	△72,580
標準財政規模	E	13,056,257	13,016,211	△40,046
分子 (A+B) - (C+D)	①	1,348,947	1,389,972	41,025
分母 E-D	②	10,758,619	10,791,153	32,534
実質公債費比率[単年度]①/②	%	12.53830	12.88066	0.34236
実質公債費比率[3箇年平均]	%	13.4	12.8	△0.6

実質公債費比率(単年度)

3 箇年平均

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
14.26537%	14.62290%	13.15785%	12.53830%	12.88066

(4)将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき地方債等の負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等(基金・特定歳入等)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額}}$$

当年度の将来負担比率は41.3%で前年度に比べ3.8ポイント改善し、早期健全化基準の350%を下回っている。

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	増 減
将来負担額	A	42,392,493	40,520,068	△1,872,425
充当可能財源等	B	37,540,120	36,059,923	△1,480,197
分子 A-B	①	4,852,373	4,460,145	△392,228
標準財政規模	C	13,056,257	13,016,211	△40,046
元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額	D	2,297,638	2,225,058	△72,580
分母 C-D	②	10,758,619	10,791,153	32,534
将来負担比率 ①/② %		45.1	41.3	△3.8

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、次のとおり算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

当年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりいずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

区 分	会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法適用	介護サービス事業会計	—	20.0
	駐車場事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	土地取得造成事業会計	—	

(注)資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示している。

公営企業ごとの資金不足の状況は、次のとおりである。

(1) 介護サービス事業会計

当年度の介護サービス事業会計については、資金剰余額は 77,215 千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
資金不足額 ①	△77,806	△77,215	591
事業規模 ②	35,290	149,692	114,402
資金不足比率 ①/②%(参考)	(△220.4)	(△51.5)	168.9

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

(2) 駐車場事業会計

当年度の駐車場事業会計については、次のとおり資金剰余額は 28,382 千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
資金不足額 ①	△25,196	△28,382	△3,186
事業規模 ②	29,970	35,040	5,070
資金不足比率 ①/②%(参考)	(△84.0)	(△80.9)	3.1

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

(3) 下水道事業会計

当年度の下水道事業会計については、次のとおり資金剰余額は15,291千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
資金不足額 ①	△44,587	△15,291	29,296
事業規模 ②	464,554	460,512	△4,042
資金不足比率 ①/②(%)	(△9.5)	(△3.3)	6.2

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

(4) 土地取得造成事業会計

当年度の土地取得造成事業会計については、資金剰余額は942,807千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
資金不足額 ①	△1,113,117	△942,807	170,310
事業規模 ②	2,366,095	2,321,694	△44,401
資金不足比率 ①/②(%)	(△47.0)	(△40.6)	6.4

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

4 まとめ

健全化判断比率は地方自治体の財政運営の健全化の度合いを示す指標であり、資金不足比率は公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す指標である。

当年度の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額がないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

また、各公営企業の資金不足比率はいずれも資金不足が生じていないため、算定されない。

当年度の将来負担比率は地方債残高及び一部事務組合の負担見込額の減少により3.8ポイント改善しているが、引き続き財政の健全化に努められたい。